

学校法人東京電機大学業務委託におけるハラスメントの防止に関する規程

令和8年1月27日
規5第120号

(目的)

第1条 本規程は、学校法人東京電機大学ハラスメントの防止等に関する規程第1条に基づき、業務委託におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及びパワーハラスメント（以下「業務委託におけるハラスメント」という。）を防止するために職員が遵守すべき事項を定める。

なお、本規程にいう職員とは、教育職員・任期付教員・事務職員・技術職員・補助職員・契約職員だけでなく、派遣職員等も含まれるものとする。

(セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの定義)

第2条 セクシュアルハラスメントとは、業務委託に関して行われる性的な言動に対する個人の業務受託者（以下「フリーランス」という。）の対応によりその者に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動によりフリーランスの就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらず、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

2 妊娠・出産等に関するハラスメントとは、次の各号に定める行為のことをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメントには該当しない。

(1) フリーランスが妊娠したこと、出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと若しくは行えなかったこと又は当該業務の能率が低下したこと（以下「妊娠したこと等」という。）に関する言動により就業環境を害すること

(2) フリーランスが妊娠又は出産に関して特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第13条第1項若しくは第2項の規定による配慮の申出（以下「配慮の申出」という。）をしたこと又はこれらの規定による配慮を受けたこと（以下「配慮を受けたこと」という。）に関する言動により就業環境を害すること

3 パワーハラスメントとは、業務委託に関して行われる取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、フリーランスの就業環境を害することをいう。なお、客観的にみて、業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示及び通常取引行為としての交渉の範囲内の話し合いについては、業務委託におけるパワーハラスメントには該当しない。

4 「業務委託に関して行われる」とは、フリーランスが当該業務委託に係る業務を遂行する場所又は場面で行われるものをいい、当該フリーランスが通常業務を遂行している場所以外の場所であっても、当該フリーランスが業務を遂行している場所については、含まれる。

(禁止行為)

第3条 すべての職員は、本法人との間で業務委託に係る契約を締結したフリーランスに対して、次の第2項から第4項に掲げる行為をしてはならない。また、業務委託に係る契約交渉中の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

2 セクシュアルハラスメント(第2条第1項の要件を満たす以下のような行為)

(1) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

(2) 性的な内容のうわさの流布

(3) 食事・デート等への執拗な誘い

(4) 不必要な身体への接触

(5) わいせつ図画の閲覧、配付、掲示

(6) 性的な言動により、他者の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為

(7) 交際・性的関係の強要

(8) 性的な言動への抗議又は拒否等を行ったフリーランスに対して、契約の解除その他の不利益を与える行為

(9) その他、フリーランスに不快感を与える性的な言動

3 妊娠・出産等に関するハラスメント(第2条第2項の要件を満たす以下のような行為)

(1) 妊娠したこと等を理由として嫌がらせ等をするもの

- (2) 妊娠したこと等を理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの
 - (3) 配慮の申出を阻害するもの
 - (4) 配慮の申出をしたこと及び配慮を受けたことにより嫌がらせ等をするもの
 - (5) 配慮の申出をしたこと及び配慮を受けたことを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの
- 4 パワーハラスメント(第2条第3項の要件を満たす以下のような行為)
- (1) 殴打、足蹴りする等の身体的攻撃
 - (2) 人格を否定するような言動をする等の精神的な攻撃
 - (3) フリーランスに対して、集団で無視をし、就業場所で孤立させる等の人間関係からの切り離し
 - (4) 明確な検収基準を示さずに嫌がらせのためにフリーランスの給付の受領を何度も拒み、やり直しを強要する等の過大な要求
 - (5) フリーランスに対して嫌がらせのために業務委託に係る契約上予定されていた業務や役割を与えない等の過小な要求
 - (6) フリーランスの性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について本人の了解を得ずに他の労働者に暴露する等の個の侵害
- (制裁)

第4条 前条に掲げる行為をした者に対する制裁を行う場合は、制裁規程を準用するものとする。
(相談及び苦情への対応)

第5条 業務委託におけるハラスメントに関する相談窓口担当者は、人事担当課長とし、その責任者は総務部長とする。総務部長は、業務委託にあたっては、相談窓口担当者の名前と連絡先をフリーランスに対して周知するように指示する(相談窓口担当者の人事異動等の都度、周知するよう指示することを含む。)とともに、相談窓口担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。

- 2 業務委託におけるハラスメントの被害を受けたフリーランスに限らず、本法人と契約するすべてのフリーランス及び職員は、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及びパワーハラスメントに関する相談を相談窓口担当者に申し出ることができる。
- 3 相談があった場合には、対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は相談者、行為者、必要に応じてその他の職員等からの事実確認の後、総務部長へ報告する。
- 4 前項の聴取を求められた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 5 総務部長は、問題解決のための措置として、第4条による制裁の他、行為者の異動等、被害を受けたフリーランスの就業環境を改善するために必要な措置を講じる。
- 6 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

(再発防止の義務)

第6条 総務部長は、業務委託におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止策を講じなければならない。

(その他)

第7条 職員は、本法人との間で業務委託に係る契約を締結したフリーランスに対して、次の各号に掲げる言動を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別役割分担意識に基づく言動
- (2) 妊娠、出産及び配慮の申出に関する否定的な言動
- (3) フリーランスが取引の構造上弱い立場にあること等を背景として、通常取引行為から逸脱した言動

付 則

この規程は、令和8年1月27日から施行する。